

令和6年度（2024年度）第4次定期監査結果に係る注意事項の公表

令和6年（2024年）9月10日から令和6年（2024年）12月2日までの間に実施した定期監査における注意事項は次のとおりです。

注意事項とは、監査結果のうち指摘事項には至らないが、早期の是正措置を促す必要があるものです。

令和7年（2025年）2月26日

熊本県監査委員事務局

① 行政

事項	内容	課題数
個人情報の取扱い	・個人情報記載されたノート等を一時紛失し、個人情報漏えいしている。 ・氏名等を誤って記載した資料を報道機関に提供した後、訂正を行っている。	2
交通事故	・私用中に人身事故が発生している。	1

② 収入

事項	内容	課題数
未収金対策	・徴収努力はなされているものの、前年度末と比べて未収金額が増加している。	1
収入調定事務	・児童保護費負担金について、誤徴収となり、翌年度に返還している。 ・国が県有地に設置している大気汚染監視機器に係る電気料金について、算定を誤った収入通知書等を送付し、納付前に発行し直している。	2
収入証紙事務	・自動車保管場所標章交付手数料について、誤徴収となり、返還している。 ・道路使用許可申請手数料について、誤徴収となり、返還している。	2

③ 支出

事 項	内 容	課題数
契約事務	<ul style="list-style-type: none"> ・一般廃棄物収集運搬処理業務委託について、見積書徴取等を行わないまま、変更契約している。 ・消毒業務委託について、仕様書に定める文化財虫菌害防除作業主任者の資格保有確認が不十分なまま、契約している。 	2
手当に係る事務	<ul style="list-style-type: none"> ・時間外勤務手当について、支給漏れがあり、翌年度に支出している。 ・通勤手当について、誤払いがあり、翌年度に返納させている。 ・職員の住居手当について、誤払いがあり、翌年度に返納させている。 	3
その他支払事務	<ul style="list-style-type: none"> ・産業医の報償費について、支払漏れがあり、翌年度に支出している。 ・講師旅費について、所得税を源泉徴収せず、翌年度に返納させている。 ・会計年度任用職員の通勤費について、誤払いがあり、翌年度に返納させている。 	5

④ 物 品

事 項	内 容	課題数
公用車の毀損	<ul style="list-style-type: none"> ・公用車による自損事故が発生している。 ・公用車による過失割合の高い物損事故が発生している。 	12
物品の管理	<ul style="list-style-type: none"> ・一般備品であるデジタルカメラを毀損している。 ・一般備品であるタブレットを毀損している。 	3

⑤ 財 産

事 項	内 容	課題数
財産の管理	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄予定のため屋外で保管していた机が突風により飛散し、駐車中の車を損傷させている。 	1